

## IV

# イタリアにおける ハンディキャップのある生徒の 全等級学校における統合教育用 県内プログラム協定

県団体合同作業グループ（1992年法律第104号第15条の規定）による起草案。  
プログラム協定で定める監督組織（エミリア・ロマーニャ州広報27年度1996年4月24日第31号II部P.50第12条）により2001年2月19日に承認。

エミリア・ロマーニャ州  
広報・32年度  
2001年6月4日第74号第II部  
P.151~205

2001年5月

<u>次の規定に従い</u>	3
<u>次の事項について確認し</u>	3
<u>次の事項を考慮し</u>	4
<u>序文</u>	4
<u>第1条 予備条項</u>	5
<u>第2条 管轄区協定</u>	5
<u>第3条 1992年法律第104号の規定に定める者について、生徒の相当性の識別</u>	5
<u>第4条 機能診断書 (Diagnosi Funzionale)</u>	7
<u>第5条 動態 - 機能プロフィール (Profilo Dinamico Funzionale)</u>	8
<u>第6条 個別教育計画 (Piano Educativo Individualizzato)</u>	9
<u>第7条 自治的教育機関における教育活動の組織</u>	10
<u>第8条 等級の異なる学校間における教育及び学習指導の連続性</u>	11
<u>第9条 進路指導の行程</u>	12
<u>第10条 出席を阻む条件の克服</u>	13
<u>第11条 専門の支援教師</u>	13
<u>第12条 教育補助員の役割、職務、養成行程</u>	14
<u>第13条 職員の研修</u>	16
<u>第14条 ハンディキャップのある生徒の統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入に必要な財政資金</u>	16
<u>第15条 統合教育の行程における資料文書</u>	17
<u>第16条 統合教育のための事業センターのネットワークの創設</u>	18
<u>第17条 本協定の適用についての定期的検証と評価</u>	19
<u>第18条 監督組織</u>	19
<u>第19条 保障機能</u>	20
<u>第20条 協定の期限</u>	20
<u>ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務の遂行についての県内プログラム協定補足文</u>	21
<u>あわせて次の規定に従い</u>	21
<u>次の事項を考慮し</u>	22
<u>第1条 新たな学校教育義務</u>	22
<u>第2条 新たな養成義務</u>	23
<u>第3条 学校－仕事の交互コース</u>	24
<u>第4条 高等学校におけるチューター制度</u>	26
<u>第5条 高等学校の後の教育コース</u>	27
<u>第6条 最終条項</u>	27

モデナ県知事、  
モデナ地域保健事業体本部長、  
モデナ教育長、  
並びにモデナ県内の各市長は、

次の規定に従い、

- ・ 1992 年 2 月 5 日法律第 104 号「ハンディキャップ者の援助、社会的統合及び諸権利に関する基本法」。
- ・ 上述の法律第 13 条の施行令として、プログラム協定締結の基準に関する 1992 年 7 月 9 日合同省令。
- ・ 1994 年 2 月 24 日共和国大統領令「ハンディキャップをもつ生徒について地域保健機構の業務に関する方針及び調整規定」
- ・ 教育機関の自治性に関する規定集、特に 1997 年 12 月 18 日法律第 440 号「教育機会の充実及び拡大並びに公平化措置の基金創設」、1999 年 3 月 8 日共和国大統領令第 275 号「1997 年 3 月 15 日法律第 57 号第 21 条に従い、教育機関の自治性関連規定にかかわる規則」。
- ・ 1998 年 3 月 31 日委任立法第 112 号「1997 年 3 月 15 日法律第 59 号第 I 節の実施における、国の行政機能及び職務の州及び地方公共団体への付与」。
- ・ 2000 年 2 月 10 日法律第 30 号「教育サイクルの再整備に関する基本法」。

次の事項について確認し、

- 1) モデナ県知事及びモデナ教育委員会教育長の召集により、次に掲げる日程・場所において予備審議が行われた。
  - a) 1999 年 6 月 15 日、9 月 15 日。モデナ教育委員会本部において、県団体合同作業グループ(GLIP)と、モデナ地域保健事業体の小児神経精神医学担当者の作業グループとのミーティング。
  - b) 2000 年 1 月 12 日、9 月 8 日、10 月 2 日、2001 年 1 月 22 日、2 月 1 日、2 月 5 日、2 月 19 日。モデナ・県政評議会会議場において、監督組織の会議を開催。
- 2) 2000 年 8 月 18 日委任立法第 267 号「地方公共団体法に関する法典集」第 34 条の規定に従い、モデナ県知事が署名した。
- 3) 1990 年法律第 142 号第 27 条の規定に従い、モデナ県内の各市長は、決議により上述のプログラム協定の締結権限を前もって付与された。
- 4) モデナ教育長は、モデナ教育事務所内の県団体合同作業グループの意見を聞いた上で、本協定に署名する意向を表明した。
- 5) モデナ地域保健事業体本部長は、本協定に署名する意向を表明した。

次の事項を考慮し、

- ・ 学校において困難な状況にあり、教育目標の十分な達成のために特別な措置を必要としているながら、1992 年法律第 104 号第 3 条に規定するところの「ハンディキャップのある

人」の分類にあてはまらない生徒が存在していることをふまえ、小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部の県内作業グループにより作成された添付書類1に記載の協力事業の提案を受け入れること。

次に掲げる内容を決定する。

## 序文

1. 幼児教育、基礎教育、中等教育（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）におけるハンディキャップのある生徒の統合教育事業を調整、統合及び完成する目的において、各機関へ割当てられている数々の資源及び各機関の行使する多様な権能（教育学・教授学・医療・社会福祉的な各権限）を同時活用するため、本協定の署名者である団体・機関の間で協調的な事業連携が必要である。
2. ハンディキャップ者の統合教育、しいては労働・社会的統合の水準を常に向上させていくために、本協定の署名者は、その行政行為によるそれぞれの役割において、統一的な形で、1992年法律第104号第3号に規定される特に深刻な状態にある人を優先した上、本文書にて定める事業を行うよう協力・尽力する。
3. 統合プロセスにおけるモデナ県での複数年にわたる経験からは、かかるプロセスが成功するのは、関連当事者の政策が協調に基づくときのみであるということが広く証明されている。
4. ハンディキャップ者の統合教育は、教育改革が全面的に目指している総合的な人間形成体系を構築するための模範・象徴的な土壌を成すものである。
5. ハンディキャップのある生徒の人生計画を構築していく上で関わってくる日々の生活の中での多様な現実や事業が相乗作用をもつように設計し、また、その人生サイクルの中では多分野の事業を有機的に連結させ（学校から職場へ、リハビリから社会的交際や友人サークルへ、余暇から家族との時間または対人関係における自立へ、生涯教育、心理学的サポートなど）、それが成人期に中断されることのないようにするなど、統合的・継続的な措置・作業の広い範囲への対応能力を増強する必要がある。
6. モデナハンディキャップ情報センター(Centro Documentazione Handicap di Modena)は、統合教育に直接携わる教師の基準点となることで、統合教育の新規事業のサポートにおいて大変重要な役割を以前から担ってきた。また、教育委員会とモデナハンディキャップ情報センターの協力体制は、専門の資格をもたない教師を対象とした研修講座など、教員の研修・養成コースを実現してきた。
7. ハンディキャップのある多くの児童・その家族はもとより、多くの関係者にとっても確実にプラスとなった今までの経験をもとに、団体の合同協定の枠組みについて、必要な場合は各機関の任務の再定義も行いながら、より完璧に仕上げる必要があると考える。

## 第1条 予備条項

序文は、本協定の補完部分とする。協定は、本文と「ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務遂行」に関する補足文により構成される。

なお、添付書類として、前述の「次の事項を考慮し」の部分で参照した文書に加え、「教育補助員像」と題される文書、証明書、情報用紙、診断票、機能診断、動態 - 機能プロフィール、個別教育計画の各書類作成用の書式、支援教師・教育補助員要請用カード及び添付書類 A を本協定に添付する。

## 第2条 管轄区協定

本文書は、ハンディキャップのある生徒の全等級の学校における統合教育のために、県教育事務所・教育機関・地域保健事業体・各市町村及び県が負うことになる任務を定義する基本的協定である。ここで定められる任務に関して、各管轄区の学校・市町村・地域保健事業体の中で地域協定を締結することは、各機関の管理者の裁量に任される。かかる協定は、県レベルの協定より短期間の期限をもつことも可能であり、管轄区内で利用可能な資源を設定するものとする。

(ここで言う管轄区とは、添付書類 A にて定義される市町村領域を指す)

## 第3条 1992年法律第104号の規定に定める者について、生徒の相当性の識別

A. 地域保健事業体<sup>\*1</sup> (小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部) は、次の義務を負う。

(1993年法律第271号第2条第1項、法律第423号、1994年2月24日共和国大統領令第2条に従い) 次に掲げる任務を負う。

1. ハンディキャップのある生徒を判定し、「1992年法律第104号第3条による証明書 (Certificazione ai sensi dell' art.3 della legge 104/92)」の名で本協定に添付されている書式を使用し、1992年法律第104号第3条に定める者であるとする判定書を作成する。かかる証明書に関しては、次に掲げる事項に従う。
  - a) 臨床医学的診断及び国際疾病分類 ICD10 コードによる症状の分類について、明確かつ完全な記載をする。
  - b) 学校初年度の学級・コースへの登録時、又は、在学中における初めての判定の際に、所要の診断プロセスを経た上で、生徒の家族の要請により作成される。
  - c) 学校の各等級の移行時、特に、幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への移行時に、生徒の家族の要請により、再度判定が行われる。(2000年2

---

\*1 (訳注) 地域保健事業体 = Azienda Sanitaria Locale, 略称で ASL と呼ばれる。

月 10 日法律第 30 号の適用により、幼児学校から基礎教育校<sup>\*1</sup>への移行時、及び、基礎教育校から高等学校への移行時に証明書が書換えられることになった)

- d) 証明書は生徒の家族へ渡され、家族はこれを次学年の学級・コースへの登録時(通常、毎年 1 月中)に学校へ提出するものとする。
  - e) 地域保健事業体は、生徒の学校生活のいかなる時点においても、家族の意向を聴いた上で、生徒を 1992 年法律第 104 号第 3 条に定める者であると判定する証明の取消しを、生徒の家族を通じて学校へ通知する書状を作成することができる。かかる書状では、以前の措置の取消しに妥当な、治療中の回復状況について描写する。
2. 前項の申告と同時に、本協定にそれぞれ「情報用紙(Foglio Informazioni)」「診断票(Quadro Diagnostico)」の名で添付されている書式を利用し、情報用紙及び診断票を作成する。情報用紙には、物質面で要する補助(本人の治療・歩行・動きの訓練など)及び非物質面で要する補助(コミュニケーションの必要性・自分の体及び姿についての認識・対人関係における距離の認識・参加意識など)の必要性について特定し、これに応じて、教育補助員の週当たりの勤務時間案が設定される。
3. モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒については、支援教師の需要の特定のための然るべき期間内に、校長と所要の情報の受渡しを行うよう連携方法を決定する。特定する方法とは次に掲げるとおり。
- a) 個々の生徒についての状態を的確に説明するため、地域保健事業体担当者<sup>1</sup>と校長及び校長協力教員が 1 度ミーティングを行うことが望ましい。
  - b) 項目 a で定めた方法が実行不可能な場合には、地域保健事業体担当者は、生徒の状態の状態についての的確に説明した報告書を作成し、校長宛に送付する。
  - c) 項目 a または b の方法に代えて、実行可能な状況につき、地域保健事業体は校長へ機能診断書を届ける。
4. 生徒の家族が、地域保健事業体に所属又は協約の専門家による医療サービスの利用を望まない場合、民間の専門家がハンディキャップの状態を証明するために作成した証明書は、地域保健事業体の神経精神医療チームの地域担当責任者またはその代理人による認可を受け有効化されなければならない。かかる有効化は、生徒に 1992 年法律第 104 号第 3 条に定めるハンディキャップがあるという申告をするに正当な状況があることを確認するために必要となる。生徒の家族が地域保健事業体の治療サービスの利用を望まない場合は、機能診断書・動態・機能プロフィール・個別教育計画の作成のために、生徒の主治医が学校へ協力・助言するような環境を整える義務を家族が負うものとする。
5. 生徒の家族が他県の市町村に居住し別の地域保健事業体を利用するときは、ハンディキャップの証明書は、モデナ地域保健事業体の医療チームによる書類検討の上、裏書きされる。その他の事項の履行については、生徒を担当する地域保健事業体担当者の管轄のままとする。

---

\*1 (訳注) 基礎教育校、基礎学校 = 学校制度改革により、従来の小学校と中学校をまとめて Scuola di base と呼ぶ。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

1992 年法律第 104 号に定める対策を利用する必要があるときは、そのために必要な全ての情報を家族に提供する義務を負う。

#### 第 4 条 機能診断書 (*Diagnosi Funzionale*)

A. 地域保健事業体 (小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部) は、次の義務を負う。

1. ハンディキャップのある生徒が学級に入る学年度の開始前あるいは 9 月末までに、本協定に「機能診断書作成の必須項目一覧(*Elenco dei contenuti minimi per la redazione della diagnosi funzionale*)」の名で添付されている必須項目一覧を利用して、機能診断書 (1992 年法律第 104 号第 12 号第 5 項並びに 1994 年 2 月 24 日共和国大統領令第 3 条及び添付書類 A の規定による) を、記述式で作成する。
2. 機能診断書の内容を学校関係者に説明する。
3. 幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へという、学校の等級の移行時に、家族に連絡の上、機能診断書を更新する。(2000 年 2 月 10 日法律第 30 号の適用により、機能診断書は、幼児学校から基礎教育校への移行時及び基礎教育校から高等学校への移行時に更新される)。かかる更新は、必要な場合は、生徒の学校生活のいかなる時点においても行うことができる。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 地域保健事業体から発行された証明書の受取りと同時に、ハンディキャップのある生徒の在籍を正規に認識するものとし、生徒の受入れ及び授業への出席に必要な措置の手配を開始する。
2. モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒について、支援教師の需要の特定のための然るべき期間内に、地域保健事業体と所要の情報の受渡し方法について取決める。
3. 生徒の家族との協力体制の第一歩として、また、学外の環境も含めて生徒についての認識を広める目的において、家族とのミーティングの場を時宜よく設定する。

#### 第 5 条 動態 - 機能プロフィール (*Profilo Dinamico Funzionale*)

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学級協議会 (教員チーム) が、既得情報 (医療・家族・学外活動など) に基づき、且つ自主的に、ハンディキャップのある生徒の対人関係及び適性能力を観察するための活

動を計画することを保障する。

2. ハンディキャップのある生徒の学校生活が始まったのち、12 月中に、動態 - 機能プロフィールを準備するため、専門の資格を有する支援教師の参加及び教育心理学担当教師がいる場合はその協力も仰ぎ、学級協議会（教員チーム）のミーティングを開催する。プロフィールの作成には、地域保健事業体の当該生徒担当者及び家族も、ミーティングにおいて重要な位置を占めて参加し協力する。プロフィールは記述式にて、本協定に「動態 - 機能プロフィール(Profilo Dinamico Funzionale)」の名で添付されている必須項目から成る書式を利用して作成する（1992 年法律第 104 号第 12 条第 5 項並びに 1994 年 2 月 24 日共和国大統領令第 4 条及び添付書類 B の規定による）。動態 - 機能プロフィールの作成に関わるすべての人間は、それぞれの所見を記す最終書類に署名する。
3. 各学年末には、動態 - 機能プロフィールの検証及び必要な場合は内容更新を協議にて行うため、同プロフィールを作成したチームのミーティングを開催する。かかる作業の成果物である動態 - 機能プロフィールは、次の学年の活動とのつながりの基盤を成す。
4. 幼稚園・小学校・中学校の終わり（2000 年 2 月 10 日法律第 30 号の適用により、幼児学校及び基礎教育学校の終了時）において、動態 - 機能プロフィールの検証及び内容更新は、次の等級の教育機関への資料伝達のためにも必要となる。
5. **合同作業ミーティング**を開催する際、学級協議会（教員チーム）の教員の出席が可能となるよう、また、地域保健事業体の医療業務特有の負担にも配慮した上で、適度な柔軟性を確保しながら、他機関の担当者と日付・時間・議題について取決める。
6. 特別な必要性が認められた場合は、本協定にて定める以外の合同作業ミーティングの機会を設けるため、担当者間の合意を図る。

B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 動態 - 機能プロフィールの総合形成、その検証及び必要な場合は内容更新のために、協議に参加する。
2. 地域保健事業体と学校の作業ミーティングは、各年度ごと少なくとも 2 回行うものとし、例外として、モデナ県で初回のハンディキャップ証明を受けた生徒または他県で証明を受け転入してきた生徒については、前述の第 3 条に規定するように、特別な方式で取決める。ミーティングは本部校<sup>\*1</sup>で開催することが望ましく、参加者は開催日時について調整を行う。

## 第 6 条 個別教育計画 (Piano Educativo Individualizzato)

個別教育計画とは、教育・学習指導を受ける権利を行使する目的において、ハンディキャップのある生徒のために一定期間準備される、互いに融合し且つバランスのとれた複数

---

\*1 （訳注）本部校＝同一地区の複数の小学校が集まって構成する 1 つの教育行政区の学校群のうち中心となる学校を、本稿では便宜上こう呼んだ。



の介入について記述した書類である。(1994年2月24日共和国大統領令)

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学校の**教育提供構想**<sup>\*1</sup> (**Piano dell' Offerta Formativa=POF**)に、設備・人材等内部資源、教育プロジェクト及びその実施・検証・評価方法を明示した上、ハンディキャップのある生徒の統合教育プロジェクトが規定されるようにする。
2. 学級協議会(教員チーム)に、専門の支援教師が重要な位置を占めて参加し、教育心理学担当教師がいる場合はその教師も含め、地域保健事業体担当者及び家族の協力のもと、次の事項が実施されるよう責任をもつ。
  - a) 本協定に「**個別教育計画(Piano Educativo Individualizzato)**」の名で添付されている必須項目から成る書式を利用し、規定の期間で(4ヶ月又は2ヶ月ごと)、個別教育計画の作成・組み立て・検証を行う(1992年法律第104号第12条第1～4項)。特に、学級への実質的な統合と教育の成功(可能な場合、高等学校の教育課程修了の国家試験の合格も含め)を確実なものにする目的において最適な方法を決定する。
  - b) 個別教育計画を、教育・教科の指導計画化又は介入分野領域別の指導計画化に統合する。
  - c) ハンディキャップのある生徒が、学級、小グループ、実験・研究活動<sup>\*2</sup>においてどのように作業するかについて、又、その他の特定の活動を必要とするかについて、明確にする。
  - d) 必要と考えられる**スペース・備品・機器・補助教材**を特定し、その使用方法及び目的を示す。
  - e) 生徒の出席時間の短縮が必要な場合は、治療・リハビリの負担も考慮に入れ、地域保健事業体担当者及び家族と協議の上決定する。
3. 学級協議会が策定するハンディキャップのある生徒のための広域統合プロジェクトについて、学外の人的・物的資源及び地域保健事業体担当者の協力、生徒自身とその家族の意見、市町村行政機関(教育・交通・社会福祉・スポーツ等の担当評議員)の意見、また地域のボランティア団体の参加が望める場合はその意見も考慮した上で策定が行われるように要求する。
4. 個別教育計画で定めた活動の実施に向けて提供された資源を利用した結果得られた成果について、協議の上定める方法により、本協定の署名機関に報告する。

B. 市町村当局は、次の義務を負う。

1. その管轄において、個別教育計画で定めた内容の実現に必要な場所・設備・補助

---

\*1 (訳注) 教育提供構想 = Piano dell' Offerta Formativa, 略称 POF。各学校の概要、教育信念、教育プログラム、設備等を記載した文書。

\*2 (訳注) 実験・研究活動 = attività di laboratorio, 一例としてコンピュータ、音楽、劇、環境学習など。

教材を供給する。

2. 各分野の評議員（教育・交通・社会福祉・スポーツ・文化など）の権限をもって、地域の資源の活用を支援し、学校・地域保健事業体担当者との協力の上、生徒とその家族の意見を参考にし、地域にボランティア団体がある場合はその活性化をはかりながら、ハンディキャップのある生徒の統合教育のために学校内部で実施された作業を地域へと広げる統一プロジェクトの策定に参加する。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 個別教育計画の準備及び検証を行う学校ミーティングへ参加し、生徒に必要となりうる治療・リハビリ実施の期間・方法を説明するなどの助言を行い、計画実現のために学校及び生徒の家族と協力する。
2. 同事業体の専門家の専門能力の提供をもって、地域の資源の活用を支援し、学校・市町村行政機関関係者と協力の上、生徒とその家族の意見を参考にしながら、ハンディキャップのある生徒の統合教育のために学校内部で実施された作業を地域へと広げる統一プロジェクトの策定に参加する。

## 第7条 自治的教育機関における教育活動の組織

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 教育提供構想(POF)に記載の、決議機関によるプログラム策定を通じた教育における自治の行使において、カリキュラム・学級の編成・教育上の柔軟性、教授法・教育手法の実験的自主性が、全ての生徒、特に重度・超重度のハンディキャップのある生徒の統合教育及び教育の成功の推進・保障を目的とすることを、保障する。
2. ハンディキャップの状態悪化の防止、地域の文化的・教育的資源を利用した教育措置の実施、全学級参加の相互協力タイプの活動の実施、聴覚・視覚障害者の統合教育のための外部専門家及び新技術機器の活用、著しく重度の身体・精神障害者の学習理解と対人関係の向上の推進を目的とする、「統合教育の有効モデル」の始動を目指す学級協議会の活動を推奨・支持する。（1998年7月24日教育省令第331号）

B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 規定された作業ミーティングの際、適切な助言及び協力を提供し、作業グループ及び学級における活動の形成を助け、グループダイナミックスの認識を向上させる。
2. 規定された作業ミーティングの際、学校側から提案された実験行程の実現に適した場所、スペース、活動を特定するための協力を行う。

C. 市町村当局は、次の義務を負う。

実験的行程も含め、統合教育のクオリティ向上にふさわしい行程の実現を可能とする目的において、ほかの機関と協力する。

## 第8条 等級の異なる学校間における教育及び学習指導の連続性

1992年法律第104号第14条第1項に規定のこの遂行に関しては、次のとおりとする。

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 1992年法律第104号に定める者の統合教育の発展を保障する目的で、前後する教育課程の教員どうしが協議することを義務とし、等級の異なる学校間における教育の連続性を促進する。
2. 生徒の統合教育に必要な場合は、生徒がすでに終了した等級の学校の支援教師が生徒に付き添って次の等級の学校への受入れ・加入段階に参加することを可能とする実験的プロジェクトの構築を推進する。(教育省令1988年第1号に従い、プロジェクトには学内決議機関の決定を要する)
3. 特に重要な書類一式(証明書、情報用紙、機能診断、動態-機能プロフィール、個別教育計画、特別プロジェクト)を次の等級の学校長へ送付し、1992年法律第104号に定める生徒についての必要情報の伝達が確かに行われるようにする。
4. 上級校への統合を助ける支援教師及び(又は)教育補助員のほか必要資源、機器及び補助教材の需要量を決定する目的において、上下2つの等級の学校の教員、地域保健事業体担当者、教育補助員及び生徒の両親の間で連絡ミーティングを発起する。

B. 地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)は、規定された作業ミーティングの領域で、下級校から上級校へ移行する生徒の動態-機能プロフィール及び個別教育計画の検証のため、また、上級校への統合を助ける支援教師及び(又は)教育補助員のほか必要資源、機器及び補助教材の需要量を決定するためにも、学校により発起される継続のためのミーティングへ参加する義務を負う。

C. 市町村当局は、地域の資源の利用において支援を行い、連続性の行程実施のため、その他の機関と協力する義務を負う。

## 第9条 進路指導の行程

A. 県教育事務所、県当局、地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)は、ともに、中学校(2000年2月10日法律第30号適用により「基礎教育学校」)以降の教育コース選択における進路指導活動を計画・実現・検証する教育機関の活動を援助するものとし、このために各保健管轄区における共通作業の所定のミーティングも行う。これは、各地域の教育機会の有効利用ができるように支援することを目的とする。

B. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 学級協議会が、中学校終了時及び高等学校第 1 学年終了時（2000 年 2 月 10 日法律第 30 号適用により「基礎教育学校終了時及び高等学校 2 年制課程終了時」）又は高等学校の教育・養成課程終了時に行う選択を考慮した進路指導を予定・実施し始める「人生計画」を、必要な場合は中学校在学の初年度から、個別教育計画の領域において準備しはじめるようにする。
2. かかる目的のため、学級協議会が、地域保健事業体の担当者と協力、又は、県当局の就職指導・雇用事業の情報システムを通じて提供されるサービスを利用して活動できるように支援する。
3. 地域社会で利用可能な資源を導入し、学校 - 仕事の交互コースの実施も通じて、人生計画に結びついた進路指導の行程の実験を行うことを支援する。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、規定されているミーティング内において、人生の総合的計画の分野における進路指導活動の調整及び指導について、学校関係者と協力する義務を負う。

D. 市町村当局は、プログラム策定で規定する進路指導行程の決定、実施、検証において、自らの事業をもって協力する義務を負う

E. 県当局は、次の義務を負う。

1. 地域における職業訓練・雇用・社会的機会に関する情報を、自ら進路指導事業を通じて、その他の機関、家族及び生徒へ提供する。
2. 中学校終了時及び高等学校第 1 学年終了時（2000 年 2 月 10 日法律第 30 号の適用により「基礎教育学校終了時及び高等学校 2 年制課程終了時」）又は高等学校の教育・養成課程終了時に行う選択についての指導行程をまとめることについて、要望があれば、個別相談を行う。
3. プログラム策定で規定する進路指導行程の決定、実施、検証において、自らの事業をもって協力する。

## 第 10 条 出席を阻む条件の克服

A. 教育機関は、次の義務を負う。

校長の任務

1. 不登校や頻繁な欠席の原因の除去に必要な措置を個別教育計画の中に準備し、1992 年法律第 104 号に規定される生徒の出席を支援する。
2. 規則的な学校出席を阻む原因を除去するため、市町村当局の社会福祉事業部、地域保健事業体の教育事業・社会医療事業部、両親と協力する。
3. 重度の困難な状況にいる生徒の家族が、度重なる要請にもかかわらず学校や医療事業

部と連絡をとろうとしないケースについて、社会福祉事業部へ通知する。

B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、ハンディキャップのある生徒の不登校の予防活動の開始のため、市町村当局の事業と連絡の上、個別教育計画に定められた学校ミーティングへ参加する義務を負う。

C. 市町村当局は、出席を阻む条件の克服を目的とした措置の計画化に、社会福祉事業及び地域で利用可能な資源の活性化も通じて、協力する義務を負う。

## 第 11 条 専門の支援教師

A. 県教育事務所は、次の義務を負うものとする。

1. 県団体合同作業グループ(GLIP)は、ハンディキャップのある生徒の個別教育計画に定める教育・指導目標の実現を助けるために支援教師を要請した各校への県割当て人員の配分の優先方法及び方針について、毎年決定を行う。
2. 県のハンディキャップ作業グループ(GLH provinciale)は、県団体合同作業グループの指示に基づき、学校から提出されたプロジェクトを分析し、利用可能な専門家人材の配分プランを作成する。県ハンディキャップ作業グループは、人材の配分決定段階に必要なとみられる全情報を得るため、必要とみなした場合は、各学校長の意見を求める。
3. 県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループの決議内容については、県の教育事務所責任者により特に準備された作業ミーティングを介するなどして、校長に説明される。

B. 教育機関は、次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. 3月～4月期の職員編成の決定期限内に、学校に就学登録しているハンディキャップのある生徒の統合教育の支援措置プロジェクトを組み、県ハンディキャップ作業グループに提出する。
2. かかるプロジェクトは、校内ハンディキャップ作業グループ(GLH d' istituto)の協力により作成され、各学級への支援教師割当て案のもととなる報告レポート及び各生徒の情報を記載する詳細なカード（本協定に「職員要請カード(Griglia per la richiesta di personale)」との名で添付）を含むものとする。
3. 学校に配分された支援教師の割当て人員の通知を受け、校内ハンディキャップ作業グループの協力のもと、統合プロセスに関わる各学級へ人材の配分を行う。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負う。

1. 前出の第 3 条で特定した方法の 1 つに従い、初めてハンディキャップの判定を受けた生徒又はこの県へ転入してきた生徒が通う学級における国の支援教師の必要時間数の決定において、校長及び教員へ助言を行う。

## 第 12 条 教育補助員の役割、職務、養成行程

学校長は、イタリア団体労働協約(CCNL)、及び、2000 年 9 月 27 日付の教育省・イタリア全国市町村協会(ANCI)・イタリア県協会(UPD)間の合意協定における規定内容を考慮した上で、ハンディキャップのある生徒の補助に関して、学校の管轄業務については国採用の補助職員が行うように処置する。一方、本条に規定される専門職員をもって行う専門補助の任務については、市町村当局の管轄とする。

本協定には、添付書類「教育補助員の特徴(Caratteristiche del personale educativo assistenziale)」と題される文書内容をそのまま挿入するものとする。

A. 市町村当局は次の義務を負うものとする。

1. 次に掲げる各号の 1 つの方法により、教育補助員を提供する。
  - a) 初めてハンディキャップの判定を受けた生徒またはこの県へ転入してきた生徒の情報用紙に記載された指示内容に基づく。すでに在学中の生徒については、地域保健事業体が、個別教育計画の最終検証のミーティングの結果、必要な場合につき情報用紙に記載された教育補助員の必要時間数を変更する。
  - b) 関係者間（教育機関、地域保健事業体、市町村当局）の取決めによる。
  - c) 在籍生徒数に対する教育補助員の過去の需要割合に応じて計算し、管轄区をベースに学校ごとに配置可能な人材の割当てを決める。
2. 第 2 条に規定する管轄区協定により、これらの方式のうちどれを事前選択するか決定される。協定の締結が遅れる場合は、本プログラム協定の締結後の第一年度から適用できるようにするため、単一の市町村には a)の方法を採用し、また、管轄区内の市町村協定(accordo dei Comuni del Distretto)がある場合は c)の方法を採用する。
3. 外部機関との契約または市町村間の協定による場合も、教育補助員は添付書類に特定する適性条件を備えているものとする。本協定の施行まで異なる条件の職員を起用してきた市町村は、本協定の施行期間中に、添付書類に規定の条件に達するようにする。
4. 教育補助員が教育指導活動の計画化及び検証の会議（第 5 条 B の 2）に参加できるように、公認使用時間<sup>\*1</sup>を保障する。かかる参加については、校長と取決めるものとする。公認使用時間の決定方法については、当事者間で定める。

B. 県当局は、利用可能な資金の情報及び資料を市町村が容易に入手できるように務める。

C. 教育機関は、次の義務を負うものとする。

校長の任務

---

\*1（訳注）組合の集会などのために、給与に算入される公認の使用時間。

1. 各年度の3～4月中に、県の教育事務所への支援教師の要求を行うのと同じ時期に同じ書類を使用し、次の年度における教育補助員の申請について管轄の市町村当局へ提出する。特に、申請には、次年度に在籍予定のハンディキャップのある生徒各人の統合に必要な教育補助員の配置方法を明示するレポートを含むものとする。レポートには、県教育事務所の管轄の手続きのために提出するものと同じ「1992年法律第104号第3条に従う証明」、情報用紙、職員要請カードを添付する。
  2. 統合教育実施のための連携的活動について決定・検証する会議への教育補助員の参加の方法について、市町村当局と取決める。
  3. 教育補助員の割当てに関して管轄の市町村当局の出した決議の写しを、県教育事務所の統合教育課へ送付する。
  4. 普通学級に統合されているハンディキャップのある生徒の個別教育計画実施に必要な任務を、教育補助員に与える。
- D. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、幼児学校へ通う生徒の個別教育計画が、医療的性質の活動を含む補助を必要とするときは、現行の法令に従い、かかる活動のために負担された費用の相当額を管轄の市町村当局へ支払うものとする。

### 第13条 職員の研修

- A. 県の教育事務所及び教育機関は、次の義務を負うものとする。  
県団体合同作業グループ、県ハンディキャップ作業グループ及び学校長は、協力の上、次の各号に掲げる事項を行う。
1. 地域保健事業体及びモデナハンディキャップ文書センターの担当者との協力もあわせ、教職員の研修・養成用の資金を利用し、職場における理論と教育・学習指導計画化のフィードバック式の研修企画を推進する。
  2. 障害者の特殊性とニーズの広範性に即した、動態・機能プロフィール及び個別教育計画の実践における恒常的な研究活動を実施するため、学校関係者と社会医療事業者の団体合同ミーティングを発起する。
  3. 統合の文化を実現するような活動を、あらゆる企画をたてて推進する。
- B. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、その権能と専門性を生かし、統合の文化を向上させるための養成講座の提案及び（又は）実施において学校関係者と協力する義務を負う。
- C. 市町村当局は、次の義務を負うものとする。
1. 教育機関及び県の教育事務所との協力により準備される研修講座への教育補助員の参加を許可する。
  2. ハンディキャップ文書センターを通じ、統合教育に関わるすべての職員の研修・養成

講座の計画準備に協力する。

#### 第 14 条 ハンディキャップのある生徒の統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入に必要な財政資金

この遂行に関し、協定の署名者であるすべての機関は、統合教育に必要となる物質資源調達に関わる財政問題解決に協力する義務を負う。

A. 県の教育事務所は、1992 年法律第 104 号の規定により使用可能な金額のうち、事業センターの形成及び資源のネットワーク上での使用を優先するため各教育機関へ直接付与されない割当て分について、県団体合同作業グループを通じて資金利用の優先方法及び方針を毎年決定する。

B. 教育機関は次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. 個別教育計画の目標の実現のため統合教育に必要な専門設備、補助教材その他の技術補助機器を特定するよう、学級協議会に求める。
2. 1992 年法律第 104 号に規定される特定の財政資金を利用し、また、可能かつ必要なかぎり学校の資金からも拠出の上、学校環境で実施される教育・実験活動に関連した補助教材、設備及びその他の機器の購入と調達が行われるようにする。購入物品は、ハンディキャップのある生徒の教育を受ける権利及び個人能力の最大限の発展を実際的に保障する目的において最適なものでなければならない。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、次の義務を負うものとする。

1. 補装具その他特定の障害に密接に関わる機器を処方し供給する。
2. 個別教育計画の指示に基づき、教育機関との間で調整・補完する形で、統合教育に必要な専門設備、補助教材及びその他の技術補助機器の購入及び調達について処方を提供する。

D. 市町村及び県当局は、次の義務を負うものとする。

1. それぞれの管轄において、建築的バリアーを取り除き、ハンディキャップのある生徒の学校生活に建物を適応させるよう処置する。
2. 統合教育に必要な特殊備品について、個別教育計画を通じて指摘されたニーズに関して地域保健事業体から提供される具体的な指示を受け、教育機関との間で調整・補完する形で、それぞれの管轄において購入及び調達を行う。



## 第15条 統合教育の行程における資料文書

A. 県の教育事務所は、次の義務を負うものとする。

1. 統合教育課は、県の教育機関において実施される統合教育プロセスに関して、量的情報及び可能な限り質的な情報を収容するデータベースを構築・運営・更新する。
2. データベースに収められた情報については、プライバシーに関わるデータの使用を規制する規則は遵守の上で、ハンディキャップ者の統合に関わるすべての機関及びハンディキャップ者一家族協会団体によるアクセスを保障する。
3. 当該事務所は、一年ごとに、量的及び可能なかぎり質的な面から統合教育の主な特徴を指摘した要約レポートを作成する義務を負う。

B. 教育機関は次の義務を負うものとする。

校長の任務

1. ハンディキャップのある生徒各人について、学習行程の資料一式が準備されるようにする。かかる資料一式を構成する書類には、地域保健事業体から発行されるもの（証明書、情報用紙、診断表、機能診断）のほか、次項に規定する書類が含まれる。
2. 法律により想定され本プログラム協定により決定された書類（動態・機能プロフィール、個別教育計画）、並びに、指導行程の具体的実施に関する特別プロジェクトの策定及び検証について示すために必要となる書類（実験プロジェクト、教育補助員の活動、学校－仕事の交互体験、進路指導、特別資金の申請ほか）を、学級協議会（教育チーム）が正確に作成し、統合教育の行程についての適正な資料を準備するようにする。
3. 前項に定める書類が、統合教育の行程における実践内容及び個々の個別教育計画での予定内容と正確に一致した形で作成されるようにする。
4. ハンディキャップのある生徒個人の資料一式の書類が県レベルの人的資源及び資金の配分に有用である場合は、その写しを、県の教育事務所の統合教育課、県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループへ提供する。
5. 統合教育に関するデータベースの更新に必要な量的・質的な情報を、県の教育事務所の統合教育課へ提供する。

## 第16条 統合教育のための事業センターのネットワークの創設

A. 県の教育事務所、教育機関、市町村当局及び県当局は、次の義務を負う。

1. 管轄区本部のある各市町村へ設置された資料・事業センターのネットワークを構築し、それらのセンターと調整役を務めるモデナハンディキャップ資料センターを接続する。センターは次の事項を行う。
  - a) 法令関連及びハンディキャップのある生徒の実質的な統合教育を保障するにふさわしい手段及び企画の準備に関して、学校へ助言を行う。
  - b) 統合教育に携わる職員のための情報源を構築する目的で、統合の最善の行程について

の資料を収集・作成する。

- c) ハンディキャップのある生徒の統合行程に関わる職員のための職場養成コースを実施するため、学校長、県団体合同作業グループ及び県ハンディキャップ作業グループと協力する。
  2. 地域センター(Centri Territoriali)には、ニューテクノロジーを利用した情報機器及び補助教材を収蔵するアウジリオテカ (ausilioteca, 補助機器資料センター) を設置することができる。所蔵するすべての物品は、学校での活動用に必要とする関係者が閲覧可能かつ貸出し形式で持ち出し可能とする。
  3. 地域センターは、教育機関がハンディキャップのある生徒の統合教育のために利用可能なすべての補助教材、補助機器及び特殊技術設備についての記録を収容するデータベースを構築、更新し、参照可能にするものとする。かかるデータベースは、利用可能な資源の分散や無駄な重複を避け、その利用を最適化するために必要なツールとなる。
- B. 地域保健事業体 (小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部) は、学校及び家族への専門的助言サービスを行うために関係者の専門能力を提供することで、管轄区本部のある市町村に分散設置されるアウジリオテカも含め、センターの設立に協力する義務を負う。

#### 第 17 条 本協定の適用についての定期的検証と評価

本協定の署名者は、県団体合同作業グループ(GLIP)に対し、各管轄区において開催する所定の年間ミーティングをもって、本協定の機能の検証及び評価を行い、署名者に報告することを継続的に委任する。ミーティングは基本的に教育年度の初めに開催、そうでない場合も 12 月中に行うものとし、問題認知及び適切な改善措置の調整を目的とする。ミーティングには、すべての学校長、管轄区担当の小児神経精神医療チーム全員、市町村の教育評議員及び社会福祉評議員、社会福祉事業担当員、及び国立校に通うハンディキャップ児の両親の協会の代表 2 人が参加する。

#### 第 18 条 監督組織

本プログラム協定の実施における監督及び協定遵守を保障するために必要な措置は、監督組織により行われる。かかる目的において、監督組織はハンディキャップのある生徒及びその両親の協会の代表と定期的な協議を行う義務を負う。

監督委員会は次の者により構成される。

- ・ 議長 = 県知事又はその代理

- ・ 県の政府監督官<sup>\*1</sup> 又はその代理
- ・ 管轄区本部のある市町村の長又はその代理
- ・ 地域保健事業体本部長又はその代理
- ・ 県の教育事務所の代表
- ・ 幼児学校の校長の代表 1 人
- ・ 基礎教育学校（小学校及び前期中等教育学校）の校長の代表 1 人
- ・ 高等学校（後期中等教育学校）の校長の代表 1 人

### 第 19 条 保障機能

本協定の署名者は、本協定に 1 人以上の署名者により署名されている内容の不適用から生じる機能不全を利用者が指摘する必要があるとみなした場合に赴く先としての保障機関を特定する。

かかる機関は、次に掲げる方法により特定される。

- a) オンブズマン制度のある市町村の義務に関しては、市町村のオンブズマンへ
- b) 県、県の教育事務所、教育機関、地域保健事業体、オンブズマン制度のない市町村の義務に関しては、県のオンブズマンへ

当該オンブズマンは、指摘があった場合にそれを監督組織に通知する。

### 第 20 条 協定の期限

本協定の期限はエミリア・ロマーニャ州広報発行日より 3 年間とする。

---

\*1（訳注）政府監督官＝国の直轄行政の機関とし、政府から派遣される。

## ハンディキャップのある生徒の高等学校における学校教育及び職業養成の義務 の遂行についての県内プログラム協定補足文

あわせて次の規定に従い、

- ・ 1999年1月20日法律第9号義務教育延長についての緊急規定。官報1999年1月27日第21号
- ・ 1999年8月9日教育省令第323号「義務教育延長についての緊急規定に関する1999年1月20日法律第9号第1条の施行規則に関する規定」
- ・ 1999年5月17日法律第144号「投資関連対策、雇用助成金、全国労働災害保険協会(INAIL)及び社会保障機関再編成の規定の政府委任」
- ・ 1997年6月24日法律第196号「雇用促進関連規則」
- ・ 1998年3月25日労働省令第142号「職業訓練養成及び進路指導に関する1997年6月24日法律第196号第18条の方針及び基準の施行規則に関する規定」
- ・ 1998年4月8日労働省令「見習い生の養成活動の指導内容に関する規定」
- ・ 1999年10月7日労働省令「雇用促進関連規則を定める1997年6月24日法律第196号第16条第2項及びその改正条項の施行規則」
- ・ 2000年7月12日共和国大統領令第257号「養成活動の履修義務に関する1999年5月17日法律第144号第68条の施行規則」
- ・ 1997年12月10日法律第425号「後期中等教育課程修了試験の改革のための規定」
- ・ 1998年7月23日共和国大統領令第323号「1997年12月10日法律第425号第1条による後期中等教育課程修了国家試験規定に関する規則」
- ・ 1998年9月18日教育省令第356号、1998年9月18日教育省令第357号、1998年11月12日教育省令第452号、1998年9月18日教育省令第359号、1998年11月10日教育省令第449号、1998年11月11日教育省令第450号「後期中等教育課程修了国家試験実施に関する規定」
- ・ エミリア・ロマーニャ州政評議会決議1997年1475号、1999年528号、2000年539号「1997－1999年の3ヵ年における職業訓練及び進路指導の実施綱領」
- ・ エミリア・ロマーニャ州法1999年10号「教育及び生涯学習を受ける権利並びに統合的職業訓練システム」
- ・ 2000年11月8日法律第328号「社会福祉措置事業の統合システム実現のための基本法」
- ・ 1999年3月12日法律第68号「障害者の労働権利に関する規定」
- ・ 2000年10月10日共和国大統領令第333号「障害者の労働権利に関する1999年3月12日法律第68号の施行規則」

次の事項を考慮し、

- ・ハンディキャップのある若者は、9年間の義務教育の対象であり、18歳になるまで教育の義務を満たすことが認められていること。
- ・18歳になるまで養成活動への参加義務が設けられたこと。

次に掲げる内容を決定する。

## 第1条 新たな学校教育義務

A. 県の教育事務所は、州レベルで実施された活動がある場合は、県と合意の上、教育機関及び職業訓練センター(Centri di Formazione Professionale)の間において専用のミーティングを設け、ハンディキャップのある生徒も普通学級への統合経験を生かして参加するような教育及び養成の統合コース実現のための地域プランの始動を推進する。

B. 教育機関は次の義務を負う。

1. 高等学校への受入れ 学校長は、学校教育提供構想(POF)に、個別教育計画をサポートするための年間の各時期における措置が予定され、ハンディキャップのある生徒の統合教育にふさわしい教育品質を示すプロジェクトが記載されるようにする。
2. 個別教育計画の計画化 義務としての学校行程(義務教育)が終了する前の個別教育計画の決定に際し、学級協議会は、家族及び生徒自身と合意の上、地域保健事業体担当者の協力のもと、高等学校を出た後について考えられる想定コース(資格の取得、教育クレジット(crediti formativi)の取得、養成期間の続行、就労、福祉作業所、リハビリ・治療センターほか)について概要をまとめる。高等学校の第1学年では、ハンディキャップのある生徒を受入れる学級の協議会は、生徒の統合を促進し、並びに学位の取得のための学校教育コースへの継続を動機付け支援する目的で、特定の進路指導活動を計画、実施、検証する。ハンディキャップのある生徒の個別教育計画の計画化プロセスにおいてかかる目標達成が予定されない場合は、学級協議会は、職業訓練システムと統合した形態の養成コースへの継続を動機付け、指導し、支援するような進路指導の行程を計画、実施、検証することができる。かかる行程の決定は、ハンディキャップのある生徒及びその家族、地域保健事業体担当者、並びに職業訓練システムの担当者と合意の上で行われる。
3. 職業訓練システムと統合した学習指導行程 学校長は、学級協議会により示された個別教育計画が職業訓練システムの協力を予定している場合は、様々な訓練機会について情報を得て進路指導を行うため、地域レベルの進路指導措置の調整計画分野における特別協約を職業訓練センターと締結する。

C. 地域保健事業体(小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部)

1. 規定された作業ミーティングにおいて、個別教育計画の実現に適した進路コースの特定のために自らの専門能力を提供する。

2. 教育機関と職業訓練システムを統合する形で計画される進路指導行程の実施をサポートする。

#### D. 県当局

1. 県の教育事務所・教育機関・職業訓練システムセンターと協力し、ハンディキャップのある生徒も対象となる進路指導措置の地域調整計画を策定する。特に生徒のニーズを重要視し、個別教育計画の実現に寄与する家族及び地域保健事業体担当者が関与するよう配慮する。
2. 教育機関と職業訓練システムを統合する形で計画された進路指導行程の実施をサポートし、適切な資源ベースを開設する。

### 第2条 新たな養成義務

- A. 県の教育事務所は、州レベルで実施された活動がある場合は、県と合意の上、職業訓練システムセンターとの協力により、養成義務の対象となる生徒に向けられた情報提供・進路指導の専用ミーティングを毎年12月末までに開催する。

#### B. 教育機関は、次の義務を負う。

1. 個別教育計画の計画化 学校長は、ハンディキャップのある生徒を受入れる学級の協議会が、生徒の統合を助けかつ学位の取得まで教育行程の継続を動機付け支援する目的において適切な進路指導活動を定めた上で、学習指導活動を計画、実施、検証することを保障する。個別教育計画の計画化において高等学校卒業の学位取得が予定されない場合、又は、学級協議会が学位を取得しないことを妥当とみなすときは、教育・養成の的確なゴールに到達する目的において、学級協議会は、職業訓練システムと統合した形態における養成コースの継続を養成義務の遂行まで動機付け、指導し、支援するような進路指導の行程を計画、実施、検証することができる。かかる行程の決定は、若者の全般的な人生計画の範囲において、ハンディキャップのある生徒及びその家族、地域保健事業体担当者、及び職業訓練システムの担当者との合意の上で行われる。
2. 職業訓練システムと統合された学習指導行程 学校長は、学級協議会により示された個別教育計画が職業訓練システムの協力を予定している場合は、地域レベルの調整計画分野における職業訓練センターと特別協約を締結する。
3. 学校後のコース選択における進路指導 学級協議会は、生徒とその家族と合意の上、地域保健事業体担当者の協力並びに県の雇用事業及び進路指導事業を活用して、高等学校後の進路指導の行程を計画、実施、検証する。

#### C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）

1. 規定された作業ミーティングにおいて、個別教育計画の実現に適した教育・養成の行程を特定するために、自らの専門能力を提供する。
2. 若者の出来る限り総合的な将来の展望を考慮に入れた上で、高等学校を出た後に考え

られる進路の特定において、学級協議会と協力する。

3. 成年への移行時に生徒が放棄されることのないよう、小児神経精神医療部とその他の事業（社会福祉の管轄ならばそれも含め）との間の管轄の受渡しが確実に行われるようにする。教育機関と職業訓練システムとの協力関係については、生徒が成年に達しても、18歳以前に開始した教育・養成の行程の終了時点まで、小児神経精神医学担当者により継続して保障される。

#### D. 県当局

1. 養成義務の遂行範囲における、ハンディキャップのある生徒の教育・養成のニーズに即した措置についての地域調整プランを策定する目的において、県の教育事務所、教育機関、職業訓練システムと協力する。
2. 職業訓練システムの講座において、分離コースや障害者専用講座の実施を避け、ハンディキャップのある若者の統合が想定されるように措置をとる。
3. ハンディキャップのある生徒及びその家族が、進路指導事業や雇用事業を利用できるように措置をとると同時に、進路選択用の教育行程のプロジェクト化のために教育機関に協力する責任を負う。

### 第3条 学校－仕事の交互コース

#### A. 県の教育事務所は、県当局と合意の上、

1. 福祉作業所体験も含め、学校－仕事の交互体験を支援している地域団体との協力関係を活性化する。
2. ハンディキャップのある生徒が参加する学校－仕事の交互体験について自主的又は外部団体との協力において計画、実践、検証している各教育機関の代表者同士の調整ミーティングを開催する。

#### B. 教育機関は次の義務を負う。

##### 校長の任務

1. 学校－仕事の交互体験が、職業訓練システムとの統合行程内で実施される場合も含めて、学級協議会が準備するハンディキャップのある生徒の個別教育計画の中に有機的かつ一貫性をもって導入されるようにする。
2. 生徒の受入れ企業と特別協約を締結する。協約には、1998年3月25日労働省令第142号第4・5条に従い、参加する各生徒の養成・進路指導プロジェクトが付されるが、かかる協約が県の職業訓練システムの認定センターにより締結されるケースはこれを例外とする。
3. 1998年3月25日労働省令第142号第3条の定める保険契約の措置をとる。なお、かかる保険契約が職業訓練システムの認定センターにより行われているケースは例外とする。
4. 学級協議会がその構成員の1人を「教育組織責任者」として任命することを確認す

る。かかる責任者は、生徒の受入れを担当する企業側責任者及び交互体験に関わるその他の事業者との連絡役となる。

5. 職場統合の行程の企画における地域保健事業体、管轄の地方自治体、職業訓練システム及び雇用センターとの協力関係において、学校から実社会への移行をサポートすることを目的とした、交互体験の状況への随伴を想定するような特別プロジェクトの準備に協力する。

C. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部、及び、管轄の場合は社会福祉事業部も含む）

1. 個別教育計画の中における適切な交互コースの設計、実施、検証において学級協議会と協力する。
2. 職業訓練システムの認定センターとの特別協約も含め、交互コースの決定、実行、検証において職業労働訓練の作業チーム(Unità Operative di Formazione Professionale e Lavorativa)の職員との協力を行うようにする。

D. 市町村当局（社会福祉事業の担当性を保持する場合）

1. 個別教育計画の中における適切な交互コースの設計、実施、検証において学級協議会と協力する。
2. 職業訓練システムの認定センターとの特別協約も含め、交互コースの決定、実行、検証において職業労働訓練の作業チーム職員との協力を行うようにする。

E. 県当局は、ハンディキャップのある生徒の学校－仕事の交互体験を支援する目的で、県の教育事務所、教育機関、州の職業訓練システムの認定センター、社会福祉の管轄機関とともに協力する。

#### 第4条 高等学校におけるチューター制度

A. 教育機関は次の義務を負う。

1. 学級協議会は、ハンディキャップのある生徒の学校及び社会への統合を向上させる目的で、特に個人の自立性の獲得に関して、総合的な個別教育計画の補完プロジェクトの策定が必要な場合は、ハンディキャップのある生徒及びその家族との事前の合意の上、ハンディキャップのある生徒のチューター役として青年の協力を想定する。
2. 学校長は、必要な財政資源を用意し、プロジェクトに協力できる青年を募集する義務を負う。
3. チューターは、次の事項をサポートする。
  - a) 教育行程と学外活動の融合
  - b) 宿題を行う際、生徒の学習理解の補助
  - c) 実験研究活動への参加
  - d) 学級や同輩のグループ、地域の文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加



4. チューターは、ハンディキャップのある生徒を動機付ける役割を担い、対人関係及び情緒面に起因する困難な状況の克服の支援も行う。
5. チューターは、基本的に、高等学校の卒業生、大学生、求職中の大学新卒者から選ばれる。チューターは教授任務はもたず、また、本協定により規定され第3条の情報用紙に定義されるところの補助任務も、教育実践家の権能ももたない。
6. チューターは、学級協議会の定める教育プロジェクトに想定される範囲において、生徒の仲間と交流をもつ。教育機関内におけるその任務は、学級協議会により作成されるプロジェクトで定められ、その結果は、個別教育計画の定期的・最終の検証を行う通常ミーティングにおいて学級協議会により評価される。チューターと生徒の家族及び地域のレクリエーション・文化・スポーツ団体との交流は、プロジェクトが想定する教育目標領域及び一般的な福祉の観点から、学校はこれを奨励する。
7. 学校長は、より広い合意範囲も含め、大学の教育学部、心理学部及びその他の類似領域の学部と協力関係を築き、チューターの経験を「実習期間」や「教育クレジット」と大学側が認める可能性について検討し、かかる学部在籍する学生の参加を容易にする。
8. チューターの人物像とは、その個人的能力、特に協力を惜しまない人間性をもって友好的関係を築くことを通して、困難な状況にあるほぼ同年代の人間の世話をして助けることができるような、強い意志及び適性を備える人間である。チューターには、経費払い戻し又は奨学金支払いを認めることができる。個人ボランティア名簿(Registro del Volontariato Individuale)に登録している必要がある。

B. 市町村当局は、県当局との協力の上、学校長からの要請について検討し、社会福祉事業の協力も含め、ハンディキャップのある生徒の統合支援プロジェクトを財政的に支援するよう努める。

C. 県当局は、チューターの任命を想定する統合プロジェクトの実施において、市町村の財政負担を支援する。

D. 地域保健事業体（小児神経精神医学・心理学・リハビリ医療部）は、総合的な個別教育計画の領域において、チューターの参加を想定するプロジェクトの決定及び検証に参加し、学校環境及び広範な社会領域における生徒のニーズについて指摘を行う。

## 第5条 高等学校の後の教育コース

本協定の署名者は、高等学校を順調に修了して勉学の継続を希望する生徒の新たな環境への参加を見守りかつ支援する目的で、州の大学及び ARESTUD（大学教育権利事業体）との協力体制を追求する任務を負う。

県の教育事務所及び県当局は、モデナ県内に高等学校後の講座を設置する職業訓練システム所属のセンター及び国立の高等学校が、資格を満たしているハンディキャップのある生徒の受講可能性について講座企画段階から想定するよう、その管轄分野をもって働きか

けるものとする。

#### 第6条 最終条項

本協定の署名者は、新たな規則又は現行規則の施行に関する関連団体間の新協定により、各団体の任務の再検討が必要となる場合は、それを行うものとする。

以上の内容を、読み、確認し、署名を行う。

2001年5月8日、モデナ

モデナ県教育長

Dott. Giacomo Giannuzzi

---

モデナ県を代表して

知事 Graziano Pattuzzi

---

モデナ地域保健事業体を代表して  
本部長

Dott. Roberto Rubbiani

---

モデナ市を代表して

市長 Giuliano Barbolini

---

モデナ県各市町村を代表して  
各市長

日付 19\_\_年\_\_\_\_\_